

## 5 . 同時授業のための公衆送信

法第35条2項では、複数の学校間でネットワークを結んで同時授業を行う場合に、実際にその著作物を利用して授業している教室で見られ、聞かれる著作物が他の受信校の児童生徒に公衆送信されることが付随的に起こり得るため、権利者の利益を不当に害さない限りそのような送信が許容されています。